

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		特例介護予防サービス費の支給
根拠法令及び条項		介護保険法第54条第1項
所管部課係名		いきいき健康部介護保険課介護給付・事業者係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 法令により具体的に規定し言い尽くされているため
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 申請に対する処分は希であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）